

# 利用者負担説明書

R8.6.1

## 1. 訪問リハビリテーション(1割負担分)の内訳

		単価	算定単位
訪問リハビリテーション費		308	1回につき
1回(20分以上)40分連続は2回として算定			
1週に6回限度であるが、退院(所)3ヶ月以内は、週12回限度			
リハ計画診療未実施減算	事業所の医師がリハビリ計画の作成に係る診療を行わなかった場合	-50	1回につき

### ◇加算等

1	短期集中リハビリ加算	退院(所)日又は認定日から3月以内	200 / 日
2	認知症短期集中リハビリ加算	退院(所)日又は訪問開始日から3月以内	240 / 日
3	リハビリテーションマネジメント加算	イ	180 / 月
		ロ	213 / 月
		事業所医師の説明	上記に加えて 270 / 月
4	サービス提供体制加算 I (勤続年数が7年以上のものが1名以上)		6 / 回
5	移行支援加算		17 / 日
6	退院時共同指導加算(※)		600 / 回
7	口腔連携強化加算		50 / 回
8	介護職員等処遇改善加算		所定単位 × 1.5%

\* 加算の中には回数制限があるもの、実施できた場合に加算されるもの、状態によりかかるもの、かからないものがあります。

負担の割合は介護保険負担割合証に記載されている負担額をご確認ください。上記は1割の方の自己負担分です。1割負担以外の方の自己負担分につきましては別途ご説明いたします。

※退所時共同指導加算: 病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、訪問リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の訪問リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、所定単位数を加算する。